

佐渡市スクールバス 運行管理マニュアル

佐渡市立金井小学校

佐渡市教育委員会

令和3年2月

本マニュアルは、佐渡市スクールバスの正確かつ安全な運行を図ること及びトラブル発生時の対応を定めるものとする。

安全運行について

1 スクールバス運行管理の実施方法は、以下の法令の定めるところによる

- ・道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）
- ・道路交通法（昭和35年法律第105号）

2 運行の安全確認について

(1) 運行前点検の実施

運転手は、運行前に点検を実施すること。

なお、実施方法は以下のとおりとする。

- ① 出発の10分前までに行うこと。
- ② 日常点検、運転日誌の結果を確認すること。
- ③ 運行する道路状況、天候、本人の健康状態等を照らして、安全運行に注意を払うこと。
- ④ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行表、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ⑤ その他運行中トラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(2) 運行後点検の実施

運転手は、運行後に点検および清掃を実施すること。

なお、実施方法は以下のとおりとする。

- ① 運行後、速やかに行うこと。
- ② 安全運行のため必要な点検および清掃を行うこと。
- ③ 車輻、道路及び運行の状況について運転日誌に記載すること。
- ④ 運行前点検時の携行品を確認し、これを点検すること。
- ⑤ 翌日の運行等について確認しておくこと。

3 運行中の運転手・児童生徒の注意点

(1) 運転手注意点

① 運転中の**遵守事項**

法定速度、交通マナー・ルール、シートベルトの着用

② 運転中の**禁止事項**

運転中の携帯電話使用、無免許運転、飲酒・酒気帯び運転、脇見運転、連続運転・無理な運行、違法駐車、疲労・過労運転、だろろ運転、ながら運転

③ 運転中の**注意事項**

追い越し、行違い、路肩、信号、カーブ・交差点注意、横断歩道、歩行者・自転車、急ブレーキ・急発進

④ 運転中の**励行事項**

危険予知・事故予測、思いやり・譲り合い、かもしれない運転

⑤ 運転中の**保持事項**

法定速度、車間距離

⑥ 運転中の**確認事項**

優先交通権、発信時の前後左右

⑦ その他、注意すべき事項

居眠り運転防止、早めの方向指示器の合図、常に問題意識を持つこと

(2) 児童・生徒の注意点

- ① 児童生徒は、バス到着予定時刻5分前までに指定場所で待つようにする。
- ② 予定時刻になって指定場所に児童生徒が居ない時は、そのまま通過する。
- ③ 運転手の指示に従う。
- ④ 車内ではシートベルトを着用し、危険な行為（窓から顔や手を出す等）はしない。
- ⑤ 走行中は急ブレーキの可能性があるので、みだりに席を立たない。
- ⑥ 車内の物を大切にし、車内は常にきれいにしよう心がける。
- ⑦ 物を壊さないこと。万が一故意により壊した場合は、費用の負担をする。
- ⑧ 降車後はバスの前や後を通らないこと。バスがいなくなってから移動すること。

災害等発生時の対応について

- 1 スクールバスを運行中に災害等が発生した際は、基本的に以下の行動をとること。
また、各災害が発生した場合は、各項目に準じて行動をとること。
 - (1) 災害等が発生した際は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
 - (2) 運転手は乗車している児童生徒の安全確保を最優先すること。
 - (3) 的確な初動対応を行うこと。児童生徒は、運転手の指示に従うこと。
 - (4) 災害等が発生した場合は、別紙「災害等が発生した場合のフロー図」のとおり
の行動をとること。

2 地震（震度6弱以上）が発生した場合

- (1) 学校生活中は、原則として、スクールバスは運行せず、学校で保護者に児童生徒の引き渡しをすること。
- (2) 登校中の場合は、新たな乗車を打ち切り、スクールバスは学校へ直行する。乗車している児童生徒は、学校で保護者に引渡しをすること。指定場所で乗車待ちしている児童生徒は、直ちに帰宅し、その後に学校に連絡をすること。
- (3) 下校中は、スクールバスは可能な限り運行を続けること。
- (4) 登下校中、スクールバスの運行が困難な場合は最寄りの安全な場所で待機し、学校と連絡をとって対応すること。
- (5) 在宅中（登校前）に発生した場合、学校は原則として休校になる。保護者は学校から連絡があるまで、登校させないこと。
震度5以下の場合でも、大きな被害がでている場合は、基本的には上記の各項目に準じて対応をすること。

3 車輛の異常に気づいた場合（車輛火災の恐れがある場合）

- (1) 異常を感知した時はハザードランプを点灯させ、他の交通に支障のないよう直ちに空き地または路肩に停車する。
ただしトンネル内で感知したときは、可能な限りトンネルからの脱出を試み、不可能と判断したら直ちに可能な限り左側に寄せ停車すること。
- (2) 異常を点検する際は、火災が発生しているかどうかを確認し、故障がある場合は、燃料・オイルが漏れていないか、電気系統の異常等による火災の恐れがないか確認をする。
- (3) 運転手は状況説明をし、児童生徒は運転手の指示に従うよう徹底すること。
- (4) 車外への脱出を試みる前に周りに異常を周知するため、停止表示器材等を設置すること。
- (5) 児童生徒の脱出を優先すること。乗降口からの脱出を優先とするが、不可能な場合は、窓からの脱出を指示すること。窓から脱出する際はガラスの破片に充分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- (6) 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒、起きていない場合は脱出口に近い児童生徒から脱出させること。
火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- (7) 運転手は、車外への脱出後は車内に残った人員がいないか再確認をし、児童生徒を車線外に誘導すること。
- (8) 児童生徒の安全を確認した後、状況に応じて初期消火に当たること。
- (9) 児童生徒の安全確保後および初期消火後、110番および119番通報すること。
- (10) 警察、消防への通報後、学校および教育委員会へ連絡すること。

4 交通事故が発生した場合

- (1) スクールバスを安全な場所に移動すること。
- (2) 110番、119番通報すること。
負傷者がいる場合、負傷者を救助すること。
- (3) 運転手は、学校、教育委員会へ連絡をすること。
- (4) 警察の現場検証に立会い、その際、その場で示談交渉を行わないこと。
- (5) 登下校途中での事故の場合、学校と教育委員会とで児童生徒の登下校に支障のないように対応に努めること。
- (6) 教育委員会は学校と協力し、事故の原因、結果、事故後の対応、今後の事故対策・登下校の送迎方法等を詳細に記した事故報告書を作成し、関係機関に提出すること。
また、教育委員会より必要な書類の提出を依頼されたら、運転手は速やかに提出すること。

5 その他の災害

- (1) 地割れ・土砂崩れにより運行が困難となった場合は、最寄りの安全な場所で待機し、学校・教育委員会と連絡をとって対応すること。

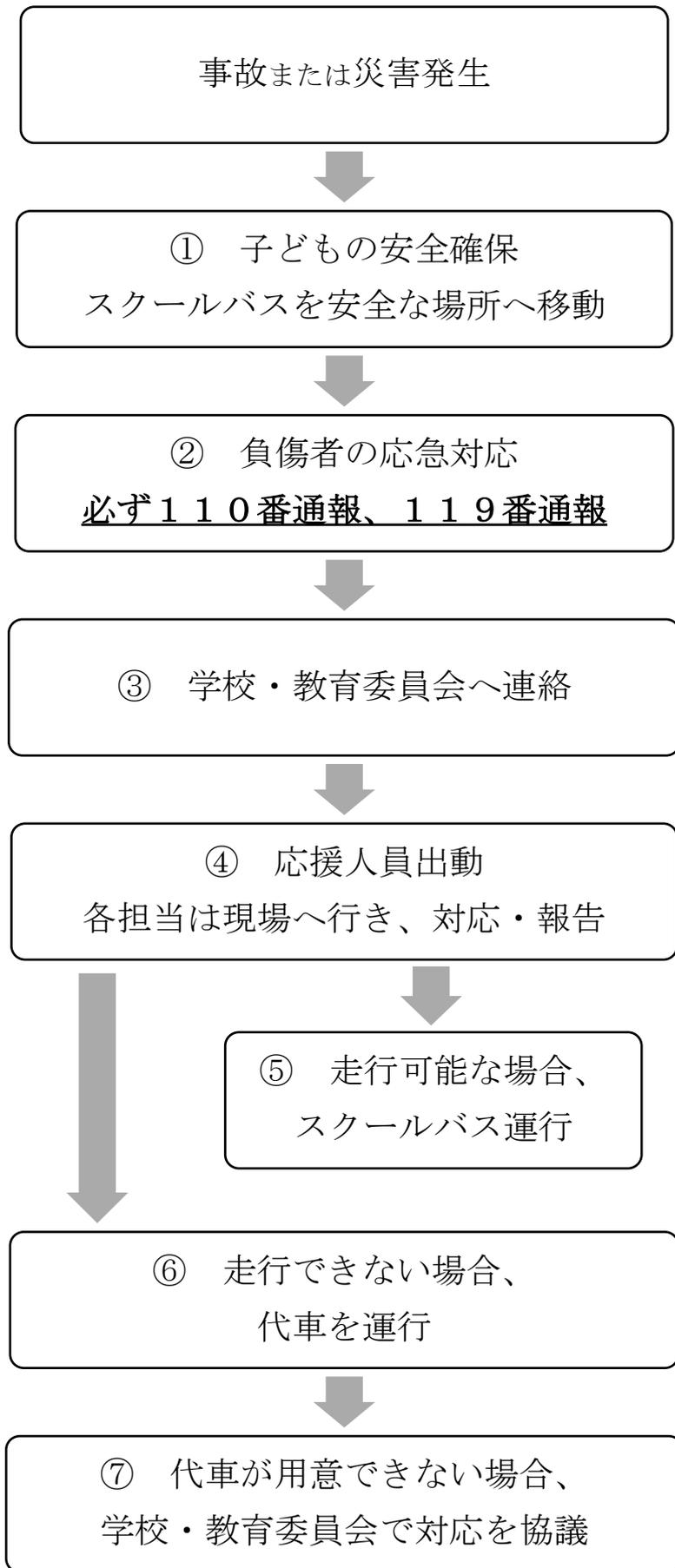
6 弾道ミサイル落下時の行動について

- (1) スクールバスでの運行中、Jアラート等から緊急情報が発信された場合には、児童生徒の安全確保を最優先とし、バスの運行は一時中断し、避難行動を開始すること。
- (2) 通常はバスの燃料に引火する恐れがあるため、バスを停車し、頑丈な建物等に避難するか、周囲に避難できる頑丈な建物等が無い場合は、バスから離れて地面に伏せ、頭部を守る。
ただし、急な避難行動により強い不安を感じたり、怪我をしたりすることも考えられるので、必ずしもバスから降りず、車内で待機する場合もある。
- (3) 運転手は教育委員会に現在の状況を報告し、次の指示を受けてから行動すること。教育委員会は、学校と連携し、必要な措置を運転手に指示すること。

事故発生時の連絡先

佐渡市教育委員会学校教育課	0259 (58) 7355
佐渡市立金井小学校	0259 (63) 4115
救急要請 (佐渡消防署)	119
佐渡警察署	110

災害等が発生した場合のフロー図



① バスが走行できないときは、子どもたちを安全な場所へ避難させる。

② 子どもたちが同乗のときは、迷わず救急車を要請。負傷者を安全な場所に移動させ、負傷者の処置にあたる。周囲の大人などに助けを求める。

③ 関係機関に電話し、状況を報告、応援を要請する。携帯電話がつかない場合は、近くの民家で借りる等し、連絡する。

④ 学校・教育委員会が連携し、各担当は現場へ行き、現場の状況を報告する。
学校は、保護者へ連絡する。

⑤ 運行可能な場合は、学校または保護者のもとへ子どもたちを送迎する。

⑥ 教育委員会は、代車を用意し、子どもたちの送迎をする。

⑦ 代車が用意できないときは、学校・教育委員会が協議し、適切な対応にあたる。

様式（運転日誌）

〇〇小中スクールバス

運 転 日 誌

月 日	曜日	天候	晴れ・くもり・雨・雪			係長		担当
使用時間	走行区間	乗車人数	走行後計器数	走行km数	作業内容	運転者		
～ :					登校			
～ :					下校			
～ :					下校			
～ :					下校			
～ :					(その他)			
～ :					(その他)			
点検箇所	点検結果	点検箇所	点検結果	点検箇所	点検結果			
ハンドル・シートベルト		計器類		ブレーキ				
エンジン・ラジエータ ・オイル		警音機・方向指示器 ・ワイパー		タイヤ				
前日の飲酒の有無 アルコールチェッカー結果	有・無 結果	バッテリー		燃料				
その他 運行中気づいた点					備考			

様式（交通事故速報）

交通事故違反速報

- ◆事故発生時の安全処置等を講じた後、速やかに所属する部署に連絡すること。
- ◆交通事故違反速報を作成し、学校教育課 学事係 に送付すること。
- ◆事故の詳細が判明しだい、速やかに事故顛末書を提出すること。
- ◆事故の相手は、電柱やガードレール、道路標識等であっても報告を要する。

◆事故発生日時 令和 年 月 日（ ） 時 分頃

◆事故発生場所 佐渡市

◆該当職員 所 属 学校教育課 スクールバス運転手
職・氏名 運転手

◆事故の種類 公用車事故 ・ 私有車事故

車種

車両番号

被害の程度

◆相手方 住所 佐渡市

氏名

被害の程度

【事故内容】

【所属・所属長への報告日時：令和 年 月 日（ ） 時 分】